

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

いじめは、児童の健やかな心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある人権侵害であり、何人も、いかなる理由によってもいじめを行ってはならない。(いじめを許さないまち八王子条例 第3条) 学校は、「いじめはどの学校でも、どの学級にも起こり得る」という認識の下、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、学校いじめ防止基本方針を策定し、保護者、地域、関係諸機関と積極的に連携し、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに努め、いじめの防止等に取り組んでいく。

なお、本方針は、「八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本方針」を踏まえ、実効的な取組ができるように毎年度見直しを行い、令和8年4月1日に改訂した。

2 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、本校の児童・生徒に対し、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であり、これらの行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 「学校いじめ対策委員会」の設置

いじめ防止対策推進法22条に基づき、学校におけるいじめ防止等の取組を実効的に行うため、学校いじめ対策委員会を設置する。本委員会は常設とする。

(1) 役割

- ・いじめの認知 ・いじめの対応協議 ・いじめの解消判断 ・校内研修の計画
- ・議事録の作成と管理 ・学校いじめ防止基本方針の見直し 等

(2) 構成員

- ・校長 ・副校長 ・生活指導主任 ・学年主任 ・養護教諭 ・SC
- ※生活指導主任が学校いじめ防止コーディネーターを務める。

(3) 開催日

- ・原則、毎週金曜日14時45分開始

4 いじめ防止等に関する考え方と取組

本校は、「子供を真ん中にした教育」の理念のもと、児童一人一人の声を丁寧に受け止め、互いのよさや違いを認め合う「響き合い支え合う学校」づくりを通して、いじめの未然防止に努める。

(1) 未然防止

①いじめ防止にかかわる授業

- ・道徳科を中心に、児童の思いやりの心や人権感覚を育み、命の大切さを考えるいじめ防止の授業を、各学級年3回以上実施する。

②SOSの出し方に関する授業

- ・学級活動、体育(保健)の授業等において、SCへの相談やPA等を活用し、児童自身が心や体をコントロールしながら不安や悩み、困難について理解し、ストレスに対処することについての授業を実施する。

③いのちの大切さをともに考える日の取組

- ・いじめの問題に児童自らが主体的に参画できるようにするため、代表委員会によるいじめ防止の取組や相談箱の設置等の取組を推進する。

④児童の自己肯定感を高める取組

- ・児童が多様な他者と協働し、自他を認め合う活動を実現するために、特別活動、総合的な学習

の時間を中心に「学びを伝承する活動」を実施するとともに、困難な状況を乗り越える体験を積むようにする。キャリアパスポートを活用し、児童が達成感や充実感を味わい、自己有用感を高めるようにする。

- ⑤インターネットを通じて行われるいじめの防止
 - ・児童にインターネットや SNS 等適切な使用をさせるために、セーフティ教室、各教科等で情報モラルに関する授業の計画的な実施や、SNS 学校ルールに基づく指導を実施する。
- ⑥いじめ防止等に関する取組についての情報発信
 - ・保護者・関係機関等と連携していじめの未然防止の取組を行うために、いじめ防止等に関する取組について、学校便り・ホームページ、道徳授業地区公開講座、学校運営協議会、PTA 等、あらゆる機会を通して説明する。
- ⑦日常の取組
 - ・日常的にいじめの問題について取り上げ、「いじめは人間として絶対に許されない、しない、させない」という心情や態度を児童一人一人に、学校全体に醸成する。
 - ・児童が学級・学校のルールづくりに参画し、規範意識の醸成に努める。
 - ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

(2) 早期発見

- ①児童からの訴えを確実に受け止める体制の構築
 - ・児童と教員の信頼関係を築くとともに、相談体制を充実させ、様々な大人に相談できる雰囲気や学級や学校全体に醸成する。
 - ・様々な大人に相談できる雰囲気や学級や学校全体に醸成するため、児童及び保護者がすぐに相談できる体制を整備し、養護教諭やスクールカウンセラー、生活指導主任、管理職等による相談の実施について周知する。
 - ・5年生において、1学期中に SC における全員面接を実施する。
 - ・「ふれあい月間」において、いじめに関するアンケート調査を実施し、その結果を「学校いじめ対策委員会」で共有し、学校としての対応や取組について確実に協議する。
 - ・保護者に対して、保護者・地域向け学校作成資料を活用して取組を周知するとともに、「見守りシート」を活用し、学校と保護者が連携して児童の見守りを行う。
- ②児童の言動等からの初期段階のいじめの察知
 - ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化を見逃さず、気付いたことを共有するため、「児童の状況把握の時間」（毎週金曜日）を実施する。
 - ・「ふれあい月間」において、児童への面談を行う。
 - ・個々の児童や学級の状況を把握し、有効な対応・支援策を講じるため、6年生における QU テストの結果を分析し、活用する。
- ③いじめの定義の正しい理解に基づいた確実な認知
 - ・教職員が一人ひとりの児童の状況を確認し、「いじめやいじめの疑いがある状況」に気付いた場合は、いじめかどうかの判断を一人で行うのではなく、かならず「学校いじめ対策委員会」に報告し、「学校いじめ対策委員会」が判断する。

(3) 早期対応

- ①「学校いじめ対策委員会」を核とした対応
 - ・教職員からの報告を受けて「学校いじめ対策委員会」が認知したいじめに対して、法に基づき、迅速かつ正確な情報把握に努め、教職員の役割分担を明確にして、対応方針を協議し、校長が決定する。
 - ・役割分担に応じて実施した対応は、全ての事例について確実に「学校いじめ対策委員会」に報告し、対応経過を八王子市の書式に基づいた議事録に記録し、保管する。
- ②いじめの程度に応じた対応

- ・被害児童、加害児童、周囲の児童への指導・支援体制を構築し、被害児童に対しては安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケアを行う。
- ・加害児童に対して、その行為がいじめに該当することを理解させ、同様の行為を行うことのないよう、組織的・継続的な観察や指導を行う。
- ・観衆・傍観者に対しては、いじめの状況を認識しつつ沈黙を守っていることが、いじめを助長している場合があることを理解させ、適切に指導するとともに、いじめを報告した児童の安全を確保するための取組を徹底する。
- ・被害児童・加害児童の保護者に対して、速やかに事実関係を伝え、情報を共有するとともに、今後の対応について十分に協議を行い、家庭の理解と協力を得て事案の解決ができるようにする。その際、教職員は複数対応を原則とし、組織的に対応するようにする。

③重大事態につながらないための対応

- ・被害児童の安全確保と不安解消を確実にを行い、重大事態につながる可能性がある事案や解決に困難が生じている事案については、八王子市教育委員会に報告し、情報を共有するとともに、状況に応じて SC や SSW、警察関係者等の協力を得るなどの状況改善に向けた取組を推進する。

(4) 重大事態への対応

- ・重大事態が発生した場合は、八王子市教育委員会に速やかに報告し、八王子市教育委員会の指導・支援の下、被害児童の安全確保、不安解消を最優先に、加害児童への指導、周囲の児童への指導・支援等、法に基づいた組織的かつ迅速な対応を徹底し、必要な調査を実施する。
- ・SC、SSW等の専門家、関係機関との連携の他、「学校サポートチーム」の会議を招集し、PTA、学校運営協議会を始めとして保護者・地域が一体となって問題解決にあたる体制を確立する。

(5) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底

①「いじめに関する研修」の実施（年3回以上）

- ・「学校いじめ防止基本方針」を全教職員が理解し、保護者・地域向け資料を作成する。
- ・「重大事態への対応」「いじめへの組織的な対応」について研修を実施する。
- ・教職員の実践力・対応力、組織力等を高めるため、「いじめの防止と発生した場合の対処Q&A」（令和4年3月 八王子市教育委員会）を活用した事例研修を実施する。

②「学校いじめ対策委員会」の実施と組織的対応

- ・本方針 3「学校いじめ対策委員会」の設置 参照
- ・いじめ事案を含め、不登校、問題行動等、気になる児童や配慮の必要な児童について包括的に情報共有し対応するため、「学校いじめ対策委員会」の他、週1回「児童の状況把握の時間」を設定し、計画的に実施していく。
- ・事案について該当児童や保護者に対応する際は、複数対応を原則とし、「いじめの防止と発生した場合の対処Q&A」（令和4年3月 八王子市教育委員会）を踏まえた組織的な対応を徹底する。

③PDCAサイクルによる取組の評価と「学校いじめ防止基本方針」の改訂

- ・6月、11月に「いじめ防止等の対策の取組状況」を点検し、全教職員が取組状況と今後の課題を把握する。
- ・年度末には、自己評価、保護者による評価、外部評価、その他調査結果を踏まえ、次年度に向けて「学校いじめ防止基本方針」を見直す。

(6) いじめの解消

いじめが解消されたかどうかの判断は、教職員個人が行うのではなく、「学校いじめ対策委員会」が次に示す2点の条件が満たされていることと、児童の状況等を総合的に検討したうえで校長が行う。

- ① 被害児童に対するいじめ行為が止んでいる状態が少なくとも3か月は継続していること。
- ② 被害児童が心身に苦痛を感じていないこと。